校内いじめ問題対応チーム」招集後の流れ　③

↑チームによる対応↓

校内いじめ問題対応チーム

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事
学年主任、人権･同和教育主任
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任等

対応計画の協議

A：いじめ調査委員会
〈チーフ〉学年主任

C：加害者指導委員会
〈チーフ〉生徒指導主事

B：被害者支援委員会
〈チーフ〉養護教諭

D：再発防止委員会
〈チーフ〉人権･同和教育主任

具体的対応策の協議

臨時職員会議

全教職員で
いじめ問題に対応

＜外部対応＞
☆　保護者への調査報告義務
A：事実関係
B：被害児童支援体制
C：いじめ解消の対策
D：再発防止策　等
☆　関係諸機関との連携

いじめが解消されるまで、粘り強く、誠意をもって、組織を挙げて対応を継続する。(**解消確認後も、見守り続ける。**)

◆管理職はリーダーシップを発揮する。
（具体的指示や助言）

◆A：いじめ調査委員会
正確な事実把握をするために、被害者・加害者・傍観者等から適切に事情聴取を行い、時系列で資料にまとめる。
（憶測や推測は入れないこと）

◆B：被害者支援委員会
被害者の心のケアを目的に、支援体制を整えていく。本人や保護者の要望も聴きながら、具体的な支援策について協議し、案をまとめる。

◆C：加害者指導委員会
いじめ再発の可能性を視野に入れ、他の児童や教職員から情報を得て心に響く指導をする。加害者に具体的な行動目標を立てさせる等、今回のいじめが解消するための対策を協議し、案をまとめる。

◆D：再発防止委員会
いじめ再発の可能性を視野に入れ、学校として再発防止のために全体でどのように取り組んでいくか協議し、具体案をまとめる。

◆ＡＢＣＤの各委員会が互いに連携して具体的な対応策を協議していく。

◆臨時職員会議では、学校全体・全教職員で対応することを確認する。